

## 第 6 次山形県教育振興計画（案）の今後の策定作業について

### 1 第 6 次山形県教育振興計画策定に向けたこれまでの検討経過

平成 25 年 6 月	第 1 回検討委員会（策定の方針とスケジュール、5 教振の取組状況）
〃 9・10 月	学校教育、社会教育・スポーツ専門委員会（6 教振の骨格、分野別検討課題）
〃 11 月	第 2 回検討委員会（6 教振の基本目標及び基本方針・主要施策（素案））
平成 26 年 1～2 月	県内 4 地区で市町村教育委員会教育長懇談会、現場教員懇談会を開催
〃 3 月	第 3 回検討委員会・合同専門委員会（6 教振計画（素案））

### 2 教育委員会制度の見直し（「大綱」と教育振興計画）について

国の教育制度改革の一環として、教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、首長との連携強化を図ること等を目的に教育委員会制度の見直しが行われた。

#### （1）見直しのポイント

- ① 教育委員長と教育長を一本化した新たな責任者（新「教育長」）の設置
- ② すべての地方公共団体に首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」を設置
- ③ 首長が「教育等の振興に関する大綱」を策定

#### （2）施行日

平成 27 年 4 月 1 日

#### （3）「大綱」と教育振興基本計画との関係

	教育等の振興に関する大綱	教育振興基本計画
根 拠	地教行法の一部改正法 第 1 条の 3 <u>地方公共団体の長は、教育基本法第 17 条第 1 項に規定する基本的な方針を参酌し、その地域に実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めるものとする。</u>	教育基本法 第 17 条第 2 項 <u>地方公共団体は、前項の計画（政府が定める教育振興基本計画）を参酌し、当該地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。</u>
策定義務	義務付け	努力義務
策定主体	首長（総合教育会議で教育委員会と協議）	地方公共団体
計画の内容	教育等の振興に関する基本的方針	基本的方針及び具体的な施策
計画期間	4～5 年程度を想定	基準等なし

※ 地教行法の一部改正法：地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律

### 3 6 教振の今後の策定作業について

#### （1）基本的な考え方

「大綱」と教育振興基本計画（6 教振）両者の整合性を確保する必要があることから、今後、「大綱」との調整を図りながら 6 教振の策定作業を進める。

#### （2）策定までの段取りと想定スケジュール

平成 26 年 9 月	第 4 回検討委員会、県議会に 6 教振計画(案)を提示し意見聴取
以 降	検討委員会、県議会の意見を踏まえ 6 教振計画(案)を修正 → 大綱と調整
平成 27 年 4 月～	パブリックコメントを経て、6 教振策定（大綱と同時期）